

特定大規模集客施設新設届出書及び添付書面記載要領（添付地図等作成要領含む）

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（以下「条例」といいます。）第5条第1項に基づく特定大規模集客施設新設届出書（以下「新設届出書」といいます。）と同条第2項に基づき添付する書面（以下「添付書面」といいます。）については、【記載例】を参考に、次の要領に従ってご記入願います。

◇ 新 設 届 出 書

1 「年月日」

- ・ 新設届出書を提出する年月日をご記入ください。

2 「届出者」

- ・ 特定大規模集客施設を設置しようとする方の氏名又は名称をご記入ください。
- ・ 届出者が複数であり、当該様式に届出者の氏名又は名称を記入するための余白が足りない場合は、「別紙のとおり」とし、別紙に記入することも可能です。

3 「特定大規模集客施設の名称」

- ・ 新設を予定している特定大規模集客施設の名称をご記入ください。決定していない場合は仮称によりご記入ください。

4 「区分」

- ・ 「新築・増築・改築・用途変更」のうち、該当するものを○で囲んでください。
 新 築：新たに建築物を造ることであり、改築に該当する場合を除きます。
 増 築：既にある建築物の床面積を増加させることであり、改築に該当する場合を除きます。
 改 築：建築物の全部若しくは一部を除却し、又は建築物の全部若しくは一部が災害によって滅失した後、引き続き同一敷地内において用途、規模及び構造の著しく異ならない建築物又はその部分を造ることをいいます。
 用途変更：集客施設^(注)以外の用途に供していた既存の建築物を集客施設の用途に供することをいいます。

(注) 集客施設とは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場、勝舟投票券発売所の用途に供する建物をいいます。

該当する施設の例などは6ページの表をご覧ください。

5 「新設予定地の所在地及びその敷地面積」

- ・ 特定大規模集客施設の新設予定地の所在地と面積（集客施設以外の用途に供する建築物、建築物以外の駐車場も含めた全体の土地）をご記入ください。
- ・ 当地が分筆登記されている場合には、「別紙のとおり」とし、敷地に係る地番を別紙

に全て記入してください。

6 「特定大規模集客施設の用途」

- ・ 集客施設のうちから該当する用途を全てご記入ください。(6 ページ 別紙資料参照)

7 「特定大規模集客施設の床面積の合計」

- ・ 「特定大規模集客施設の床面積の合計」には、特定大規模集客施設の床面積の合計をご記入ください。
 - ※ 床面積とは、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいいます。
 - ※ 床面積には、売場、窓口等のほか、通路、バックヤードなども含まれます。ただし、劇場、映画館、演芸場又は観覧場の床面積には、客席部分のみ算入されます。
 - ※ 2棟以上からなる特定大規模集客施設の床面積の算出に当たっては、駐車場、私道等を共用し、開発、出店方法等からみて一体的な利用が認められるときは、これら全ての床面積を合計して算出することとなりますので、ご注意ください。
ただし、幅員2m以上の歩道を設置する幅員9m以上の公共の用に供される道路で敷地が分割されている場合は別個のものとしします。
- ・ 「うち既存集客施設の床面積の合計」には、既存の集客施設を増築する、用途変更する又は別棟の集客施設を新築する等により特定大規模集客施設となる場合に、この既存の集客施設の床面積の合計をご記入ください。

8 「特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積」

- ・ 特定大規模集客施設を含んで新設される建物全体の延べ面積をご記入ください。

9 「新設予定地の用途地域」

- ・ 都市計画法第8条第1項第1項に規定する用途地域の種別をご記入ください。
- ・ 新設予定地が市街化調整区域、都市計画区域内または準都市計画区域内の用途地域の指定のない地域、都市計画区域外の場合は、それぞれ「市街化調整区域」、「白地地域」、「都市計画区域外」とご記入ください。

10 「新設予定地の開発行為の着手予定日」

- ・ 開発行為に係る工事に着手する予定日についてご記入ください。
- ・ 特定大規模集客施設の新設に伴う開発行為が行われない場合は、空欄で結構です。
 - ※ なお、新設届出後、一定期間は工事の着手が制限されますので、ご注意ください。(条例第12条を参照ください。)

11 「特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築、増築若しくは改築又は集客施設への用途の変更の着手予定日」

- ・ 特定大規模集客施設の新築・増築・改築・用途変更の工事に着手する予定日についてご記入ください。
 - ※ 上記11※と同様に工事の着手が制限されますので、ご注意ください。

12 「特定大規模集客施設において営業を開始する予定日」

- ・ 特定大規模集客施設として営業を開始する予定日についてご記入ください。

13 「特定大規模集客施設の平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域並びに算出根拠」

- ・ 利用見込人数については、年、月、日のどれかを○で囲み、予定している人数をご記入ください。
- ・ 集客予定区域については、市町村名を記入し、市町村の域内全てから集客を予定している場合には「××市（町村）全域」、市町村の一部から集客を予定している場合には「××市（町村）の○○地区」と記入してください。
- ・ 算出根拠については、任意の様式で結構ですので、別紙により作成することもできます。

14 「新設予定地を選定した理由」

- ・ 新設予定地について、新設届出書の添付書面に記載する内容を踏まえながら、人口、交通、土地利用、まちづくり等といった観点から新設予定地の選定理由を箇条書きでご記入ください。
- ・ 上記理由の根拠となる資料を併せて提出してください。

◇ 添付書面

1 「年月日」

- ・ 新設届出書の提出年月日と同じ年月日をご記入ください。

2 「新設届出（重要変更届出）の内容の特定大規模集客施設立地誘導指針及び県の土地利用関係計画に対する適合性」

- ・ 特定大規模集客施設立地誘導指針と次の県の土地利用関係計画ごとに、新設届出の内容との適合についての見解及びその理由をご記入ください。
 - * 国土利用計画岩手県計画・岩手県土地利用基本計画
 - * 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - * 県が定める農業振興地域整備計画（現在のところありません。）
 - * 地域森林計画

3 「新設届出（重要変更届出）の内容の立地市町村の土地利用関係計画に対する適合性」

- ・ 次の立地市町村の土地利用関係計画ごとに、新設届出の内容との適合についての見解及びその理由をご記入ください。
 - * 地方自治法に基づく基本構想（この基本構想を具体化するための総合的な計画を含みます。）のうち土地利用に関する部分
 - * 国土利用計画法に基づく市町村計画
 - * 都市計画に関する基本的な方針
 - * 中心市街地活性化基本計画

- * 立地市町村が定める農業振興地域整備計画
- * 市町村森林整備計画

4 「特定大規模集客施設の新設（重要な変更）が集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）の土地利用関係計画の実現に与える影響の有無及びその内容」

- ・ 立地市町村を除いた集客予定区域の所在する市町村ごとに、新設届出の内容が次の土地利用関係計画の実現に与える影響の有無とその内容についての見解及びその理由をご記入ください。
 - * 地方自治法に基づく基本構想（この基本構想を具体化するための総合的な計画を含みます。）のうち土地利用に関する部分
 - * 国土利用計画法に基づく市町村計画
 - * 都市計画に関する基本的な方針
 - * 中心市街地活性化基本計画
 - * 集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除きます。）が定める農業振興地域整備計画
 - * 市町村森林整備計画

5 「新設予定地の周辺の交通機関の状況並びに集客予定区域の所在する市町村の庁舎及び当該市町村の主要な駅から特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況」

- ・ 「周辺の交通機関の状況」には、特定大規模集客施設の新設予定地の周辺におけるバス等の公共交通機関の運行状況等についてご記入ください。
- ・ 「特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況」には、集客予定区域の所在する市町村ごとに、市町村庁舎と主要な駅から特定大規模集客施設までの交通手段の状況についてご記入ください。
- ・ 市町村の庁舎からの状況は、複数の庁舎を有する市町村の場合は、原則、主たる一つの庁舎からのご記入で構いませんが、合併等により分庁方式を採用している市町村の場合は、各庁舎からの状況をご記入ください。
- ・ 主要な駅からの状況は、複数の駅を有する市町村の場合は、乗降客数などを勘案して任意の数の駅からのご記入で構いませんが、できる限り特定大規模集客施設に到達するために利用が見込まれるすべての駅からの状況をご記入ください。

6 「地域貢献活動の基本的考え方」及び「地域貢献活動の概要」

- ・ 「地域貢献活動計画ガイドライン～地域貢献活動計画書等の作成・提出の手引き～」を参照のうえ記載ください。

7 「新設予定地の現況」

- ・ 以下（１）～（５）のいずれかをご記入ください。
 - （１）農用地（農地、採草放牧地）
 - （２）森林
 - （３）原野

- (4) 宅地（住宅地、工業用地、その他の宅地）
- (5) その他

8 「法令等による土地の利用の規制の状況」

- ・ 土地利用関係法令（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法など）のほか、県・市町村の土地利用関係条例に基づく地域、地区等の指定の有無に関する状況をご記入ください。

9 「特定大規模集客施設の概要」

- ・ 棟数、階数、駐車場収容台数についてご記入ください。
2棟以上となる場合は、棟別に階数をご記入ください。
なお、棟数が複数のため記入する余白が足りない場合は、「別紙のとおり」とし、別紙に記入することも可能です。
- ・ 集客施設以外の用途に供する建物についてはご記入いただく必要はありません。

10 「特定大規模集客施設において行われる事業の種類及び集客施設以外の用途の概要」

- ・ 2棟以上からなる特定大規模集客施設については、それぞれの棟ごとに「集客施設」「集客施設以外」の区別により、備考欄に事業者名、床面積、延べ面積（棟ごとの計のみ）をご記入ください。
また、集客施設を含む棟すべての床面積及び延べ面積の合計についても、ご記入ください。これらの合計は、特定大規模集客施設新設届出書の「特定大規模集客施設の床面積の合計」と「特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積」とそれぞれ一致することになりますのでご注意ください。
- ・ 集客施設以外の施設のための棟がある場合には、この棟についても概要と延べ面積の計をご記入ください。

◇ 提出部数

岩手県商工労働観光部経営支援課に4部提出してください。ただし、添付地図等については、必要に応じ余分に提出をお願いする場合があります。

提出窓口

岩手県商工労働観光部経営支援課（岩手県庁2階）

住所：〒020-8570 盛岡市内丸10番1号

電話：019-629-5544・5545

(別紙資料)

■ 集客施設について

1 集客施設に該当するもの

用途	具体的な施設の例	床面積に係る留意事項
劇場 映画館 演芸場 観覧場	音楽ホール、演劇ホール、多目的ホール 映画館（シネマコンプレックスを含む。） 寄席等の演芸場 客席のある総合体育館、スタジアム（屋外観覧場を含む。）	客席部分のみを算入する。
店舗	物販店舗、サービス店舗（銀行のATM、クリーニング店を含む。）	売場等のほか、通路、バックヤード等を含む。 ただし、駐車場は含まない。
飲食店	レストラン、喫茶店	
展示場	イベント施設、メッセ	
遊技場	マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、アミューズメント施設、大規模テーマパーク、カラオケボックス	
勝馬投票券発売所	競馬の券売場	
場外車券売場	競輪、オートレースの競走場外の券売場	
場内車券売場	競輪、オートレースの競走場内の券売場	
勝舟投票券発売所	競艇の券売場	

2 集客施設に該当しないものの例

用途の例	備考
ホテル、旅館	
病院、診療所	クリニックを含む。
学校、図書館、博物館、美術館	
体育館、水泳場、ボーリング場、ゴルフ練習場	ただし、客席を設けているものは、観覧場として取り扱う。
学習塾、華道教室、囲碁教室、英会話教室	
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール	
事務所	

記載例

(表)

特定大規模集客施設新設（重要変更・軽微変更）届出書

平成〇〇年 △月 ◇日

岩手県知事 様

届出者 住 所 岩手市岩手通1-1-1

氏 名 岩手ショッピングモール

代表取締役社長 岩手 太郎

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例第5条第1項~~(第6条第1項・第6条第2項)~~の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

該当しない条項は消してください。

特定大規模集客施設の名称	(仮称) 岩手ショッピングモール△△店	
区 分	新築・増築・改築・用途変更	
新設予定地の所在地及びその敷地面積	所在地	△△郡◇◇町字◎◎
	敷地面積	〇〇㎡
特定大規模集客施設の用途	店舗、飲食店、遊技場	
特定大規模集客施設の床面積の合計 (うち既存集客施設の床面積の合計)	特定大規模集客施設の床面積の合計	□□㎡
	うち既存集客施設の床面積の合計	▽▽㎡
特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積	●●㎡	
新設予定地の用途地域	近隣商業地域	
新設予定地の開発行為の着手予定日	平成 年 月 日	
特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築、増築若しくは改築又は集客施設への用途の変更の着手予定日	平成 年 月 日	
特定大規模集客施設において営業を開始する予定日	平成 年 月 日	

(裏)

特定大規模集客施設の平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域並びに算出根拠	利用見込人数	年・月・Ⓜ当たり 約〇〇人
	集客予定区域	◇◇町全域 ▽▽市全域 〇〇村の△△地区 ■市 of ◎◎地区 ▲▲町全域
	算出根拠	別紙のとおり
新設予定地を選定した理由		

備考1 届出者の欄は、設置者が複数の場合は、連名で記載すること。

2 特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積の欄は、特定大規模集客施設以外の施設を含む建物全体の延べ面積を記載すること。

3 集客予定区域の欄は、予定区域を示した図面を添付する方法で示すことができること。

4 算出根拠の欄は、別紙により示すことができること。

5 変更届出の場合は、変更後のものを記載し、その後に変更前のものを括弧内に記載すること。

(A4)

記載例

様式第2

該当しない届出名等は消してください。

新設届出~~(重要変更届出)~~に係る添付書面

平成〇〇年 △月 ◇日

I 土地利用関係計画等に対する適合性等

1 新設届出 (重要変更届出) の内容の特定大規模集客施設立地誘導指針及び県の土地利用関係計画に対する適合性	
(1) 特定大規模集客施設立地誘導指針	(適合に関する見解) 特定大規模集客施設立地誘導指針に適合している。 (上記見解の理由)
(2) 国土利用計画	(適合に関する見解) 国土利用計画岩手県計画及び岩手県土地利用基本計画に適合している。 (上記見解の理由)
(3) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	(適合に関する見解) (上記見解の理由)
(4) 農業振興地域整備計画	(適合に関する見解) (上記見解の理由)
(5) 地域森林計画	(適合に関する見解) (上記見解の理由)

2 新設届出(重要変更届出)の内容の立地市町村の土地利用関係計画に対する適合性	
(1) 総合計画のうち土地利用に関する部分	<p>(適合に関する見解)</p> <p>◇◇町総合計画のうち土地利用に関する部分に適合している。</p> <p>(上記見解の理由)</p>
(2) 国土利用計画	<p>(適合に関する見解)</p> <p>国土利用計画◇◇町計画に適合している。</p> <p>(上記見解の理由)</p>
(3) 都市計画に関する基本的な方針	<p>(適合に関する見解)</p> <p>(上記見解の理由)</p>
(4) 中心市街地活性化基本計画	<p>(適合に関する見解)</p> <p>(上記見解の理由)</p>
(5) 農業振興地域整備計画	<p>(適合に関する見解)</p> <p>(上記見解の理由)</p>
(6) 市町村森林整備計画	<p>(適合に関する見解)</p> <p>(上記見解の理由)</p>

<p>3 特定大規模集客施設の新設(重要な変更)が集客予定区域の所在する市町村(立地市町村を除く。)の土地利用関係計画の実現に与える影響の有無及びその内容</p>	
▽▽市	
(1) 総合計画のうち土地利用に関する部分	<p>(影響に関する見解) ▽▽市総合計画のうち土地利用に関する部分の実現に影響を与えない。</p> <p>(上記見解の理由)</p>
(2) 国土利用計画	<p>(影響に関する見解) 国土利用計画▽▽市計画の実現に影響を与えない。</p> <p>(上記見解の理由)</p>
(3) 都市計画に関する基本的な方針	<p>(影響に関する見解)</p> <p>(上記見解の理由)</p>
(4) 中心市街地活性化基本計画	<p>(影響に関する見解)</p> <p>(上記見解の理由)</p>
(5) 農業振興地域整備計画	<p>(影響に関する見解)</p> <p>(上記見解の理由)</p>
(6) 市町村森林整備計画	<p>(影響に関する見解)</p> <p>(上記見解の理由)</p>

<p>〇〇村</p> <p>(1) 総合計画のうち土地利用に関する部分</p> <p>(2) 国土利用計画</p> <p>【中略】</p>	<p>(影響に関する見解)</p> <p>〇〇村総合計画のうち土地利用に関する部分の実現に影響を与えない。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>(影響に関する見解)</p> <p>国土利用計画〇〇村計画の実現に影響を与えない。</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>【中略】</p>
<p>■■市</p> <p>(1) 総合計画のうち土地利用に関する部分</p> <p>(2) 国土利用計画</p> <p>【中略】</p>	<p>(影響に関する見解)</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>(影響に関する見解)</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>【中略】</p>
<p>▲▲町</p> <p>(1) 総合計画のうち土地利用に関する部分</p> <p>(2) 国土利用計画</p> <p>【以下略】</p>	<p>(影響に関する見解)</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>(影響に関する見解)</p> <p>(上記見解の理由)</p> <p>【以下略】</p>

II 交通手段等の状況

新設予定地の周辺の交通機関の状況並びに集客予定区域の所在する市町村の庁舎及び当該市町村の主要な駅から特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況

(周辺の交通機関の状況)

○ 鉄道

○○線A駅(新設予定地から徒歩約×分)

上り 9:00、10:00・・・計○本

下り 8:30、9:30・・・計○本

○ バス

▲▲バス××停留所(新設予定地から徒歩約×分)

B発C方面行き 7:30、8:30・・・計○本

D発E方面行き 8:45、9:00・・・計○本

F発G方面行き 10:00、11:00・・・計○本

◇◇バス▲▲停留所(新設予定地から徒歩約×分)

H発I方面行き 7:30、8:30・・・計○本

(特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況)

○ ◇◇町

[◇◇町役場] ◇◇町役場前バス停を経由する路線バス(特定大規模集客施設の最寄りのバス停経由)が1日○本運行

自家用車では約××分

[◇◇駅] ◇◇駅から・・・線で○○駅まで約○分、また、◇◇駅から○○駅まで路線バス(特定大規模集客施設最寄りのバス停経由)が1日○本運行

○ ▽▽市

○ ○○村

○ ■■市

○ ▲▲町

上記と同様に記載する。

III 地域貢献活動に係る計画の概要

1 地域貢献活動の基本的考え方

「地域貢献活動計画ガイドライン～地域貢献活動計画書等の作成・提出の手引き～」を参照のうえ記載ください。

2 地域貢献活動の概要

活動項目	活動内容	備考
「地域貢献活動計画ガイドライン～地域貢献活動計画書等の作成・提出の手引き～」を参照のうえ記載ください。		

IV 新設予定地の利用状況

新設予定地の現況
宅地（住宅地及び工業用地）

法令等による土地の利用の規制の状況
◇◇町土地利用調整条例の調整地区

V 特定大規模集客施設の概要

棟	数	2棟
階	数	A棟：2階 B棟：1階
駐車場	収容台数	1,000台

VI 特定大規模集客施設において行われる事業の種類及び集客施設以外の用途の概要

No	集客施設の区分	事業の種類	備考
	《A棟》		
1	集客施設	食料品	(株)〇〇〇〇 床面積〇〇㎡
2	集客施設	生活雑貨	〇〇〇〇 (株) 床面積〇〇㎡
3	集客施設	飲食店	(有)〇〇〇〇 床面積〇〇㎡
	集客施設設計		床面積〇〇㎡
5	集客施設以外	クリニック	
6	集客施設以外	語学教室	
	集客施設以外計		
	A棟計		床面積〇〇㎡ 延べ面積〇〇㎡
	《B棟》		
1	集客施設	スポーツ用品	(株)〇〇〇〇 床面積〇〇㎡
2	集客施設	家電	〇〇〇〇 (株) 床面積〇〇㎡
3	集客施設	ゲームセンター	〇〇〇〇 (有) 床面積〇〇㎡
	集客施設設計		床面積〇〇㎡
	集客施設以外	—	
	集客施設以外計	—	
	B棟計		床面積〇〇㎡ 延べ面積〇〇㎡
	A棟・B棟計		床面積□□㎡ 延べ面積●●㎡
	《C棟》		
1	集客施設以外	ボウリング場	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 新設届出書の「特定大規模集客施設の床面積の合計」と「特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積」とそれぞれ一致することになりますのでご注意ください。 </div>
2	集客施設以外	ゴルフ練習場	
	C棟計		延べ面積〇〇㎡

担当者	氏名	岩手 花子	住所	岩手市岩手通 1-1-1	電話	0190-00-0000
-----	----	-------	----	--------------	----	--------------

備考1 VI 特定大規模集客施設において行われる事業の種類及び集客施設以外の用途の概要の欄については、未定の場合は「未定」と記載すること。なお、備考の欄については、事業者名及び床面積を記載すること。

2 重要変更届出に係るものである場合は、変更後のものを記載し、その後に変更前のものを括弧内に記載すること。

(A4)

添 付 地 図 等 作 成 要 領

1 総括事項

- ・ 届出書に添付する地図又は図面（以下「地図等」といいます。）については、以下の事項を参考にして記載することができます。
- ・ 変更届出に係る地図等については、変更前の地図等を添付するなど、変更前と変更後が明確に判明できるようにしてください。
- ・ 地図等は、縮尺の目安を参考にそれぞれA3版又はA4版1枚にまとめてください。ただし、困難な場合は、別葉の地図等としてもかまいませんが、縮尺を統一してください。
- ・ 地図等には、凡例、縮尺及び方位を必ず明記してください。

2 個別事項

地図等の種類	縮尺の目安	記 載 項 目 等
ア 新設予定地 周辺市町村図 建物の位置及び周辺の市町村が分かる地図	1/200,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村名 ・ 市町村境界 ・ 特定大規模集客施設の位置 ・ 最寄りの鉄道駅 ・ 主要な道路 ・ 集客予定区域の範囲 等
イ 新設予定地周辺 土地利用現況図 新設予定地及びその周辺の土地の利用の現況が分かる地図	1/12,500	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地の境界 ・ 周辺の道路 ・ 周辺の主要な建物の位置・名称 ・ 周辺の公共公益施設（市町村庁舎、病院、学校など）の位置・名称 ・ 最寄りの鉄道駅 ・ バス停の位置 等 <p>※ <u>特定大規模集客施設の敷地部分を太枠で記入すること。</u></p>
ウ 施設配置図 特定大規模集客施設、駐車場などの附属施設、併設施設等の配置が分かる図面 ※「併設施設」とは、特定大規模集客施設に併設されている場合における集客施設以外の施設をいう。	1/1,500	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地の境界 ・ 各施設の位置・名称 ・ 駐車場等の位置 ・ 自動車の出入口 ・ 周辺の道路 <p>※ <u>それぞれの部分を明確に枠取りすること。</u></p> <p>特定大規模集客施設：赤 駐 車 場：青 駐 輪 場：緑</p>

地図等の種類	縮尺の目安	記載項目等
エ 集客施設配置図 集客施設の用途に供する部分の配置及び床面積が分かる図面	1/500	<ul style="list-style-type: none"> ・集客施設の配置、名称、事業の種類 ・寸法 ・求積図、求積表など床面積の算出根拠

3 その他添付書類

- ・ 建物設置者が法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写しを添付してください。